

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01－制度－00017 沿革 <u>平成 26 年 3 月 13 日 一部改正</u></p> <p>（以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第 1 条～第 2 条（略）</p> <p>（てん補範囲等） 第 3 条 第 1 項～第 2 項（略）</p> <p>3 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより代金等が決済される場合であって当該 I L C 取得後、又は円借款等により代金等が決済される場合であって当該円借款等の契約締結後に該当する場合を除く。</p> <p>一 輸出契約等が保険契約の申込時において附帯別表第 3 に掲げる輸出契約等に該当する場合</p> <p>二 輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。以下この項、第 5 条及び第 11 条において同じ。）が保険契約の申込時において名簿上 E C 格に格付けされている場合又は名簿区分 P 若しくは事故管理区分 R の場合</p> <p>三 輸出契約等の相手方が輸出契約等の内容変更（当該輸出契約等に係る代金等が増加した場合に限る。）に係る通知時にお</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01－制度－00017 沿革（略）</p> <p>（以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第 1 条～第 2 条（略）</p> <p>（てん補範囲等） 第 3 条 第 1 項～第 2 項（略）</p> <p>3 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより代金等が決済される場合であって当該 I L C 取得後、又は円借款等により代金等が決済される場合であって当該円借款等の契約締結後に該当する場合を除く。</p> <p>一 輸出契約等が保険契約の申込時において附帯別表第 3 に掲げる輸出契約等に該当する場合</p> <p>二 輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。以下この項、第 5 条及び第 11 条において同じ。）が保険契約の申込時において名簿上 E C 格に格付けされている場合又は名簿区分 P 若しくは事故管理区分 R の場合</p> <p>三 輸出契約等の相手方が輸出契約等の内容変更（当該輸出契約等に係る代金等が増加した場合に限る。）に係る通知時にお</p>	

新	旧	備考
<p>いて名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格又はSA格以外に格付けされている場合。ただし、保険契約の申込時における当該輸出契約等の代金等に係る損失についてはてん補する責めに任ずる。</p> <p><u>四 前各号にかかわらず、特約期間中に輸出契約等の相手方の名簿上の格付が変更となった場合の信用危険のてん補については、別に運用規程で定めるとおりとする。</u></p> <p>第4項（略） 第4条（略）</p> <p>（てん補責任額）</p> <p>第5条 日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第5条及び第6条の規定に基づき算出した損失額から約款第7条第1項各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、次の各号により算出された額とする。</p> <p>一 約款第3条第1号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。</p> <p>イ 約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の95</p> <p>ロ 約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の80</p> <p>二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失の場合であって、同一の輸出契約等の相手方に係る甲が受ける損失については、貿易一般保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00034。以下「運用規程」という。）に定めるてん補責任の限度額（以下「支払限度額」という。）を当該相手方に設定したときは、当該支払限度額の範囲内とする。</p> <p>三 前号の規定にかかわらず、<u>以下の各号に定めるものであつ</u></p>	<p>いて名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格又はSA格以外に格付けされている場合。ただし、保険契約の申込時における当該輸出契約等の代金等に係る損失についてはてん補する責めに任ずる。</p> <p>第4項（略） 第4条（略）</p> <p>（てん補責任額）</p> <p>第5条 日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第5条及び第6条の規定に基づき算出した損失額から約款第7条第1項各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、次の各号により算出された額とする。</p> <p>一 約款第3条第1号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。</p> <p>イ 約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の95</p> <p>ロ 約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の80</p> <p>二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失の場合であって、同一の輸出契約等の相手方に係る甲が受ける損失については、貿易一般保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00034。以下「運用規程」という。）に定めるてん補責任の限度額（以下「支払限度額」という。）を当該相手方に設定したときは、当該支払限度額の範囲内とする。</p> <p>三 前号の規定にかかわらず、輸出契約等の相手方が第2条第</p>	

新	旧	備考
<p>て、運用規程に定めるもの（支払限度額を設定したものを除く。）については、約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補すべき額は当該残額に100分の50を乗じて得た額とし、同一の輸出契約等の相手方に係る甲が受ける損失について日本貿易保険がてん補すべき額の上限は10億円とする。</p> <p><u>イ</u> 輸出契約等の相手方が第2条第1項の規定による登録時又はこの特約書の更新時において名簿上EM格若しくはEF格に格付けされている場合</p> <p><u>ロ</u> 輸出契約等の相手方の格付が特約期間中において名簿上EE格、EA格、EM格又はEF格以外のものからEM格又はEF格に変更された場合</p> <p><u>ハ</u> 輸出契約等の相手方の格付が特約期間中において名簿上GS格、GA格又はGE格のものからEC格又はSC格に変更された場合</p> <p>第四号～第五号（略）</p> <p>第6条～第18条（略）</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この改正は、平成26年4月1日から実施する。</p> <p><u>2</u> 改正前の貿易一般保険（企業総合）特約書第1条の規定により輸出者等が日本貿易保険に保険の申込みをすべき輸出契約等であって、平成26年3月31日までに日本貿易保険に対して保険の申込みがなされていないものについては、改正後の特約書の規定を適用する。この場合において、改正後の特約書第1条中「年月日から年月日までの期間」とあるのは、「平成26年3月31日までの間」と読み替えるものとする。</p> <p>附帯別表第1～附帯別表第3（略）</p>	<p>1項の規定による登録時又はこの特約書の更新時において名簿上EM格若しくはEF格に格付けされている場合又は輸出契約等の相手方の格付が特約期間中において名簿上EE格、EA格、EM格又はEF格以外のものからEM格又はEF格に変更された場合であって、運用規程に定めるもの（支払限度額を設定したものを除く。）については、約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補すべき額は当該残額に100分の50を乗じて得た額とし、同一の輸出契約等の相手方に係る甲が受ける損失について日本貿易保険がてん補すべき額の上限は10億円とする。</p> <p>第四号～第五号（略）</p> <p>第6条～第18条（略）</p> <p>附帯別表第1～附帯別表第3（略）</p>	